

2 教教人第 15 号
令和 2 年 7 月 9 日

各都道府県教育委員会教職員研修主管課長
各指定都市教育委員会教職員研修主管課長 殿
各中核市教育委員会教職員研修主管課長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(印影印刷)

教職員研修に関する主な提言等について（通知）

各教育委員会研修主管課におかれましては、教職員に対する研修の実施について、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の4第1項に規定する教員研修計画等に基づき、教職員の資質能力の向上に向けて取り組まれていることと存じます。

教職員に対する研修の実施内容については、新しい学習指導要領等を踏まえ、学習指導、生徒指導を中心として様々な教育課題について取り上げられていることと承知していますが、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、近年、それらも含めて様々な教育課題について教職員研修において取り扱うことが求められているところ です。

一方、「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」（令和元年6月28日付け元文科初第393号）において、「教員研修計画の策定に際して、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならないよう」配慮するとともに、「都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理等、夏季等の長期休業期間中の業務としての研修の精選を行う」ようお願いしたところです。

今般、教職員研修の効果的・体系的な企画立案に資するよう、当方において教職員研修の実施に関する近年の主な提言等を別紙のとおり取りまとめました。「Ⅰ 文部科学省（審議会等）」、「Ⅱ 閣議決定等」、「Ⅲ 国会附帯決議」に分類し、それぞれを日付順に並べています。

貴職におかれましては、別紙や文部科学省等が作成した教職員研修に資するコンテンツをまとめたホームページ「教職員研修資料のまとめ～学び続ける教職員のみ

なさんに～」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/mext_00809.html)
を活用するとともに、下記に示す点にも留意しつつ、引き続き教職員研修の充実に努めていただくようお願いします。

記

1. 現職研修と免許状更新講習の相互認定の促進

現職研修の一部を免許状更新講習として認定を受けることや、大学等が行う免許状更新講習を受講した教員については研修の一部を受講したとみなす取組など、現職研修と免許状更新講習の相互認定については、「令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（通知）」（令和元年10月25日付け元教教人第25号）において周知しているところですが、引き続き積極的な御検討をお願いします。

2. オンライン型等の効果的な研修実施に向けた検討

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、独立行政法人教職員支援機構の動画コンテンツ等を活用するなど、オンライン型の研修実施の工夫が広がりつつあります。今後、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）等とのベストミックスによる効果的な研修実施に向けて、研修内容・方法の精選についても、御検討をお願いいたします。

3. 現代的な諸課題に対応する多様な教材・資料等の活用

新しい学習指導要領においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことが位置付けられているところですが、このような資質・能力の育成に資するよう、関係府省庁等において教材や資料集等を作成・提供しています（文部科学省ホームページ 各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm）。

中でも、「情報活用能力」については学習の基盤となる資質・能力として位置付けられ、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り育成するとともに、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に図ることに配慮することを明記されています。あわせて、「GIGAスクール構想の実現」として、児童生徒1人1台端末及び高速通信ネットワークの整備を進めていることを踏まえ、それらの活用を前提とした授業を実施できるよう、教師がICTを活用して指導を行う力を身に付ける必要性が高まっています。文部科学省ホームページ「教育の情報化の推進」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.htm)において研修において活用できる動画等を公開しています。

また、各都道府県・市町村教育委員会等が様々な言語で作成したお知らせや教材を

外国につながりのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」(<https://casta-net.mext.go.jp/>) で提供し、文部科学省「外国人児童生徒等を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」の成果物を「KNiT knot-net」(<https://mo-mo-pro.com/>) で公開しています。教職員研修の実施に際しては、このような教材・資料等も参考としてください。

4. 在外教育施設への教師派遣の活用

経済社会のグローバル化の進展，令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化，増加する外国人児童生徒等への対応等を踏まえ，教師自身もグローバルなものの見方や考え方等を身に付ける必要性が高まっています。教師の在外教育施設への派遣は，教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張であり，グローバルなものの見方や考え方を含めた教師の資質・能力の向上を図る上で極めて意義が大きいと考えられますので，貴職におかれましては，一層の活用を御検討願います。文部科学省ホームページでは，「トビタテ！教師プロジェクト」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1395480.htm) により関連情報を提供していますので，参考としてください。

以上

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教職員研修係
電 話 ： 03-5253-4111 (内線2986)

教職員研修に関する近年の主な提言等（抜粋）

【目次】

I 文部科学省（審議会等）

(1) 学校教育関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (P4)

○幼児教育の質の向上について（中間報告）

（令和2年5月幼児教育の実践の質向上に関する検討会）

○外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）

（令和2年3月外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）

○外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議報告書（令和2年3月 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議）

○新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月文部科学省）

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月中央教育審議会）

○人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

（平成30年12月中央教育審議会）

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ（令和元年6月不登校に関する調査研究協力者会議・フリースクール等に関する検討会議・夜間中学設置推進・充実協議会）

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月文部科学省）

○いじめの防止等のための基本的な方針

（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月改定））

○児童生徒の教育相談の充実について

（平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議）

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月中央教育審議会）

○不登校児童生徒への支援に関する最終報告

（平成28年7月不登校に関する調査研究協力者会議）

○学校事故対応に関する指針（平成28年3月「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議）

○これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

（平成27年12月中央教育審議会）

○チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）

（平成27年12月中央教育審議会）

- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成27年12月中央教育審議会）
- 今後の学校給食における食物アレルギー対応について最終報告
（平成26年3月学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議）
- 教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）
（平成25年3月教職員のメンタルヘルス対策検討会議）
- （2）スポーツ関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P17）
- スポーツ実施率向上のための行動計画（平成30年9月スポーツ庁）
- 第2期スポーツ基本計画（平成29年3月文部科学省）
- オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成28年7月オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）

II 閣議決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P19）

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針
（令和2年6月閣議決定）
- 性犯罪・性暴力対策の強化の方針
（令和2年6月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
- 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年1月厚生労働省）
- 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）
- 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会 提言
（令和元年7月領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会）
- ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
（令和元年7月閣議決定）
- 認知症施策推進大綱（令和元年6月関係閣僚会議決定）
- 児童虐待防止対策の抜本的強化について
（平成31年3月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）
- 環境保全活動, 環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成30年6月閣議決定）
- 教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）
- 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）
- 知的財産戦略ビジョン（平成30年6月知的財産戦略本部）
- 第10回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告（平成30年5月アイヌ政策推進会議）
- 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月閣議決定）
- 障害者基本計画(第4次)（平成30年3月閣議決定）
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定（平成30年3月変更））

- 文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）
- 高齢社会対策大綱（平成30年2月閣議決定）
- 学校における交流及び共同学習の推進について
（平成30年2月心のバリアフリー学習推進会議）
- 再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（平成29年12月復興庁）
- 自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）
- 福島復興再生基本方針（平成24年7月閣議決定（平成29年6月改定））
- 第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）
- ユニバーサルデザイン2020行動計画
（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）
- 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）
- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
（平成25年12月内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示（平成26年10月一部改正））
- 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定（平成23年4月変更））

III 国会附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P35）

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（令和元年12月参議院文教科学委員会）
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（令和元年11月衆議院文部科学委員会）
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯
決議（令和元年6月衆議院厚生労働委員会）
- 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成30年5月衆議院文部科学委員会）
- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成28年11月衆議院文部科学委員会）
- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成28年11月参議院文教科学委員会）
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成28年5月参議院厚生労働委員会）

I 文部科学省（審議会等）

（1）学校教育関係

○幼児教育の質の向上について（中間報告）（令和2年5月幼児教育の実践の質向上に関する検討会）

II. 幼児教育の質の向上のための具体的方策

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

（2）研修の充実等による資質の向上

- 研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育関係団体が実施する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要である。加えて、短時間であっても、日々の保育を振り返り、教育課程の改善・充実に向けた園全体でのカリキュラム・マネジメントの実施につなげられるよう、教職員間で意見交換等を行うことは重要である。
- 効果的な研修の実施・普及に当たっては、例えば、研修内容を体系的に整理した研修俯瞰図を基に、一人一人の教職員が自らの研修履歴を継続的に記録できる仕組みを構築することも有効である。
- さらに、施設類型、規模、職員体制や地域の実情が多様な中、単に経験年数という枠組みだけでなく、園で担っている役割に応じた研修プログラムを構築することが重要である。
- 初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の十分な研修機会を確保することが必要である。例えば、中堅前期の教職員には、自らの実践に自信を持ち、若手教職員のモデルとして実践の中核を担えるようになるための研修が必要であり、中堅後期の教職員に対する研修においては、園運営の一翼を担う自覚を持ち、小学校、保護者、地域、特別支援教育などの他分野の専門家との連携や、視野を広げることが必要である。
- また、教職員の資質向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図ることも重要である。
- さらに、キャリアステージに応じた研修のみならず、出産・育児からの復帰という女性のライフステージに合わせた研修プログラムの提供も必要である。
- とりわけ幼児教育施設の教職員においては若い世代の入れ替わりが多く、各幼児教育施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教職員に対しては、経験に基づ

き、指導方法等についての確かつ具体的な指導・助言等ができる者を配置・派遣するとともに、国や地方公共団体、研究機関等が幼児期の発達の特性や幼稚園教育等における教職員の役割に関する実践事例や最新の知見の提供を行うなど、指導方法等に関して実践の上で参考となる情報の提供を行うことができるよう、きめ細やかな支援・研修体制を整備することが必要である。

- また、個々の地域の実情により十分な研修を行うことが困難な場合も考えられることから、大学や幼児教育関係団体等とも連携しつつ、ICTを活用した研修教材等の開発を行うことも重要である。

○外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（令和2年3月外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）

Ⅲ．分野ごとの施策

2．教師等の指導力の向上、支援環境の改善

＜取組の方向性＞

【教師等に対する研修機会の充実】

- 教育委員会が独自に実施する、現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられることが必要である。その際、日本語指導担当教師だけでなく、学校の管理職や外国人児童生徒等の在籍学級担任、日本語指導補助者等の支援員などが、各々の立場に応じた内容の研修を受けられることも重要である。

○外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議報告書（令和2年3月 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議）

4．ICT教材の利用に係る今後の方向性と課題、留意点

【ICT教材の効果的な活用について】

- ICT教材はあくまでツールであり、その使用を目的化するのではなく、教師が授業に取り入れ、活用できるようになることが重要である。このため、研修等により教師の指導力の向上を図るための環境を整えること。

また、ICT教材の特性を生かすためにも、以下の点について教師に留意を求めていくこと。

- ・ 日本語指導の際に、現場では文字の読み書きの教育が優先されがちであるが、音による指導も重要であり、ICT教材の活用を進めるとともに、音と文字の指導をバランス良く実施することの重要性も意識する必要があること。

- ・音と文字を同期させて提示することでその対応関係を学ばせるのみならず、漢字や単語の意味を理解し、それを運用する力を高めることも重要であること。
- ・認知的な側面で発達の途中にある外国人児童生徒等には、教科等の学習を支える思考力の土台として日本語の力を培う必要があること。
- ・母語と日本語の間における文法の違いや、語の意味範囲の違い、さらには、背景にある文化や社会的状況の違いを考慮すること。

○新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月文部科学省）

1. 新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びの在り方

(3) 教育現場でICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを活用することの意義

【校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利，効率的に～】

・遠隔技術を活用した教員研修や各種会議の実施により，遠方への出張が不要になり，自宅での対応も可能になる。また，海外に点在する日本人学校においては，合同で教師相互で研修する機会を設けることは難しいが，遠隔技術を活用することにより，日本国内の学校を含め，複数の学校と当地において研修を行うことが可能になる。

3. 基盤となるICT環境の整備

(5) 関係者の意識の共有と専門性をもった人材の育成・確保のための取組の推進

ICT環境の可及的速やかな整備促進に向けては，関係者（首長部局・教育委員会・学校・教師等）が学校現場のICT環境整備の現状・課題，その必要性を共有するとともに，ICTを効果的に活用するための知識・知見を高めていくことが必要である。（略）

教育の情報化の進展が今後加速していくことが予想されていくため，教員の採用後にも都道府県等の教育委員会が実施する研修を通じてICTを活用した指導力の育成を図っていくことも必要不可欠である。「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」においても，ICT活用指導力をしっかりと位置付け，研修を充実させるとともに，独立行政法人教職員支援機構においてICT活用に関する各地域の指導者を養成するための研修を実施し，そのノウハウを全国に普及させていく。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月中央教育審議会）

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

5. 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

（1）研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革

○ 学校における働き方改革を進めていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠である。そのために、各教育委員会等においては、管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や在校等時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力をこれまで以上に重視することが必要である。また、登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価するとともに、そのマネジメント能力を高めていくため、働き方に関する研修の充実を図り、学校の教職員の働き方を変えていく意識を強く持たせることが重要である。

○ あわせて、管理職だけでなく、教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会等においては、そのために必要な研修を実施していくべきである。例えば、初任者研修等の若手教師を対象とした研修にその要素を入れた講義・演習を取り入れるといった工夫が必要である。

第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

2. 一年単位の変形労働時間制の導入について

○（略）教育委員会は、導入の前提として、長期休業期間中の業務を縮減するため、

（略）

・夏季休業期間中の業務としての研修等の精選，受講しやすい環境の整備等に取り組むべきである。

※「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」（令和元年6月28日付け元文科初第393号初等中等教育局長事務代理通知）も併せて参照してください。

○人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月中央教育審議会）

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向

けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

(学校教育との連携・協働)

- 教師や教職課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、「社会に開かれた教育課程」を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ（令和元年6月不登校に関する調査研究協力者会議・フリースクール等に関する検討会議・夜間中学設置推進・充実協議会）

II 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等について

第8条（第13条，第18条にも再掲）

【対応の方向性】

- 全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。

第18条

【対応の方向性】

- 教育支援センターや民間の団体等の学校以外の学習の場における教育の機会の確保や相談等に携わる人材の養成及び研修等について推進する。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月文部科学省）

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3）人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し，教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか，教員の養成においても，これらの知識や理解を深める取組を推進する。

○いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月改定））

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策

（5）地方公共団体等が実施すべき施策

② 学校の設置者として実施すべき施策

- 当該学校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。全ての教職員の共通理解を図るため，年に複数回，いじめの問題に関する校内研修を実施するよう，取組を促す。

○児童生徒の教育相談の充実について（平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議）

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第3節 学校及び教育委員会における体制の在り方

2 教育委員会における支援体制の在り方

【都道府県教育委員会】

（3）SC及びSSWの職務の理解促進

SC及びSSWの理解を図り，その専門性を活かすため，校長研修，教頭（副校長）研修，生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において，両者の職務内容，活動事例，模擬ケース会議等を取り入れることが重要である。

○幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28年12月中央教育審議会）

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第10章 実施するために何が必要かー学習指導要領等の理念を実現するため

に必要な方策－

2. 学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

(教員の資質・能力の向上)

- 子供たちに新しい社会の在り方を創造することができる資質・能力を育むためには、そのために必要な教育を創意工夫し、子供たちの学習に対する内発性を引き出していくことができるよう、教員一人一人の力量を高めていく必要がある。

(略)

- これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。教科等の枠を越えた校内の研修体制の一層の充実を図り、学校教育目標や育成を目指す資質・能力を踏まえ、「何のために」「どのような改善をしようとしているのか」を教員間で共有しながら、学校組織全体としての指導力の向上を図っていけるようにすることが重要である。

- また、複雑化・多様化する学校の課題に対して、「チームとしての学校」の視点から対応していくため、例えば特別支援教育など学校教育を取り巻く共通的な課題や社会的な課題をテーマとした校内研修を通じてこれらに関する問題意識を共有し、個々の教員の資質向上を図ることも有効と考えられる。

(略)

- また、学校が家庭・地域とも連携・協働しながら、新しい学習指導要領等の理念を実現していくためには、園長・校長のリーダーシップの発揮をはじめとする学校のマネジメント機能の強化が必要であり、例えば、教育委員会が実施している管理職研修を見直し、教職大学院をはじめとした大学と連携することなども考えられる。

○不登校児童生徒への支援に関する最終報告（平成28年7月不登校に関する調査研究協力者会議）

第7章 教育委員会に求められる役割

2 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備

(1) 教員の資質向上

初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修や生徒指導、教育相談、いじめ等の専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付け

させていくことが必要である。なお、視野を広げたり、知識・能力の専門性を高めたりするためには、様々な機関や施設等へ教員を派遣する長期研修の推進も重要である。例えば、関係機関との連携を推進する観点からは、児童相談所などへの長期派遣研修を積極的に進めることも意義あることと考えられる。また、教員の現職教育の機会を提供している大学・大学院との連携を図り、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図っていくことも重要である。

○学校事故対応に関する指針（平成28年3月「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議）

1 事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組

（1）教職員の資質の向上（研修の実施）

○ 教職員が、事故等の発生を未然に防ぎ、万が一事故が発生しても、児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、教職員一人一人に、状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等が求められており、教職員の危機管理に関する研修を充実するなど、対応能力を高めることが必要である。

○ 各学校においては、学校安全計画の校内研修に、危機管理についての研修等を位置付け、「事前」、「発生時」、「事後」の三段階の危機管理※）に対応した校内研修を行うことが求められる。なお、危機管理に対応した校内研修を行う際には、本指針を踏まえ、この内容の共通理解を図るため、事件・事故災害発生時の対処方法や救急及び緊急連絡体制の整備等について、対応能力の向上に努める。

※） 危機管理に当たっては、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）、万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること（発生時の危機管理）、そして、保護者等への説明や児童生徒等の心のケアを行うとともに、発生した事故等をしっかりと検証し、得られた教訓から再発防止に向けた対策を講じること（事後の危機管理）が重要。

○ 研修の例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 校内の事故統計や事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- ・ 様々なケースに対応した防災避難訓練、防犯避難訓練
- ・ 事故発生時の対応訓練（被害児童生徒等及びその保護者への対応を含む）

- ・ A E Dの使用，心肺蘇生法などの応急手当に関する知識技能の向上
- ・ エピペン[®]の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・ 児童生徒等の心のケアに関すること

○これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）（平成27年12月中央教育審議会）

4. 改革の具体的な方向性

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・養成

- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や情報の収集・活用能力に関する指導力の向上のためには，教科の特性を踏まえつつ，特定の教科だけの課題ではなく，学校全体の取組として校内研修を進めることが必要である。特に，高等学校の教員については，国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上となることなども踏まえて，主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を育てることや，高大接続改革の意義について理解を深め，課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な授業を展開することができるよう，指導力を向上させることが必要である。（略）
- ・ I C Tを用いた指導法については，教員が授業のどの場面でどのような教材を提示すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり，理解を促したりしやすいかという観点や，児童生徒が学習の道具や環境として適切に I C Tを用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて，授業力の育成を図る必要がある。また，I C Tの実践的活用や情報セキュリティ等を含めた情報モラル等の情報活用能力の育成に資する指導に向けた教員研修が必要である。
- ・ 道德教育の充実のため，新たに学習指導要領に「特別の教科」として位置付けられた道德科の目標や内容を理解し，児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなどの計画的な研修の充実が必要である。特に中学校段階については，扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ，教員の専門的指導力を確保するための研修の充実を図る必要がある。（略）
- ・ （略）各地域では，上記リーダー（※「英語教育推進リーダー」）等が教育委員会と大学等が連携して実施する研修の企画・運営への参画，学校内外の研修講師，公開授業の実施や，地域の英語担当教員に対する指導・助言を行う等の役割を担い，小・中・高校の一貫した英語教育や，小学校の英語教育の専門性向上等を推進することが期待される。具体的には，「英語教育推進リーダー」と英語教育担当指導主事等が中心となって，小・中・高校の連携による研修の実施や，各学校を訪問し，小・中・高校の接続を意識した指導計画の作成や「～することができる」という形で表したC

AN-DO形式での学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を行うことなどが期待される。

また、このような地域のリーダーの活動が可能となるような体制整備が必要である。さらに、小学校教員が教科化に向けて専科指導や小・中・高校の一貫した学びの接続に留意した指導に当たることが可能となるよう、必要な研修を充実するとともに、「免許法認定講習」の開設支援等により小学校免許状と中学校英語免許状の併有を促進する必要がある。

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
- ・ 特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
- ・ 平成27年度から、幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置付けられたことをはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に行うための、子ども・子育て支援新制度が施行されたことから、幼児教育の質を高めるための取組を進めることがますます重要となっている。また、特別な支援を必要とする幼児への支援や事故防止・安全対策など教員に求められる資質能力は多様化している。このため、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の養成とともに、幼児教育に係る教員等の研修等の充実が求められる。また、円滑な幼保小接続を図るために、幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員、保育士、小学校教員等が合同で研修を行い、お互いの指導方法、指導原理に関し、相互の理解を深めることも求められる。
- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えておくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センター（※現在は、独立行政法人教職員支援機構）における研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要

がある。

こうした新たな課題の対応を含め、個々の教科の授業における実践力だけでなく、子供や学校・地域の実態を踏まえて、育成すべき資質能力を踏まえて教育課程をデザインして実施し、評価・改善することや、そのために必要な学校内外のリソースを活用するために地域の人々と協働することなどを含めた、一連のカリキュラム・マネジメントができる力を付けることが必要である。

○チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月中央教育審議会）

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

（2）学校のマネジメント機能の強化

① 管理職の適材確保

エ 管理職の研修

（改善方策）

- ・ 教育委員会は、管理職研修の内容を見直し、ケーススタディやフィールドワーク等の手法を取り入れることにより、管理職に具体的に学校を改善する能力や危機管理能力等を身に付けさせる。

③ 事務体制の強化

ウ 事務職員の資質・能力の向上

（改善方策）

- ・ 教育委員会は、事務職員の資質・能力向上のための研修機会・内容の充実を図る。

（3）教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

① 人材育成の推進

ア 人事評価制度の活用

（改善方策）

- ・ 教育委員会は、評価者研修を実施するとともに、地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映させることによって、教職員一人一人の成長を促していく取組を進める。

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

エ 保護者や地域からの要望や相談への対応の支援

（改善方策）

- ・ 国、教育委員会は、警察や弁護士会等の関係機関、関係団体と連携し、教職員を対象とした研修において、実例等に基づき、不当な要望

等への対応についての研修を実施する。

○新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方
と今後の推進方策について（答申）（平成27年12月中央教育審議会）

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

（1）都道府県の役割と推進方策

【推進のための方策】

- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する研修と熟議の充実
- ・学校運営協議会委員や学校関係者、地域関係者等の研修機会・内容や熟議の場の充実
- ※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・教職員のマネジメント力向上等のための研修機会・内容の充実
(初任者研修, 十年経験者研修, 事務職員やミドルリーダー等研修における地域との連携・協働に係る講座や熟議等の演習の実施, 地域連携・協働に係るマネジメント力の向上のための管理職研修の充実)

（2）市町村の役割と推進方策

【推進のための方策】

- ・教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催, 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど）
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実

○今後の学校給食における食物アレルギー対応について最終報告（平成26年3月
学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議）

II 今後の学校給食における食物アレルギー対応について

2 都道府県・市区町村教育委員会等における食物アレルギー対応

2) 都道府県・市区町村教育委員会等において今後取り組むべきこと

- d) アレルギー対策の研修会等の更なる充実が継続的に必要である。管理職や教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 調理員, その他給食関係者など, 職種に関わらず, 全教職員が各自に応じたアレルギー対応について学ぶ機会を提供することが必要である。また, 継続的な取組とするために管理職研修や危機管理研修に幅広く位置付けたり, 一定の質を確保

した研修になるように工夫したりすることが求められる。また、学校単位での全教職員を対象にした校内研修の実施を進めることについて、教育委員会から受講の機会や時間の確保について働きかけることが必要である。

○教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）（平成25年3月教職員のメンタルヘルス対策検討会議）

3. 予防的取組

（1）セルフケアの促進

②実践的な研修の充実

- 校長等が、教職員に予防的な取組や復職時の支援を含めたメンタルヘルスについての知識やストレスへの対処行動を身につけさせるとともに、コミュニケーション能力を高めさせる機会を充実することが必要である。その際、具体的には、教育委員会や学校において、教職員自身が取り組みやすいよう、学級経営、生徒指導や保護者との関わりなどの困難な場面を想定したグループワークやロールプレイ演習、カウンセラーを活用したアサーション・トレーニング、ストレスマネジメント等を取り入れた実践的な研修を行うとともに、その効果を検証・評価することも検討する必要がある。

（2）ラインによるケアの充実

②校長等に対する実践的な研修の充実

- 校長等が、予防的な取組や復職時の対応を含めたメンタルヘルスケアについての基礎的知識、日頃の教職員からの相談時におけるカウンセリングマインドやコミュニケーション能力を身につけることができるような機会を充実させることが必要である。この際、産業医による労働安全衛生や健康管理に関する研修や、具体的な部下職員との対応場面を想定したロールプレイ演習等を取り入れた研修を、受講者のモチベーションを喚起するように行うことが有効である。

③主幹教諭等の配置によるラインによるケア体制の整備

- 学校の組織は、いわゆる鍋蓋型の組織であり、ラインによるケアが行いづらい事情がある。校務の担当を同じくする教職員に対して、小集団のラインによるケアが行われるよう、主幹教諭等を配置するなど体制を整備するとともに、校務分掌としてラインによるケアを行う者には、メンタルヘルスに関する研修を校長等に準じて行う必要がある。また、主任を中心として、ラインによるケアに準じた対応が行われるようにすることも重要である。

(2) スポーツ関係

○スポーツ実施率向上のための行動計画（平成30年9月スポーツ庁）

3. スポーツ実施率向上のための具体的取組

(2) 主な対象ごとの取組

ア. 子供・若者向けの取組

ー学校段階を通じ、安全・安心な環境の下、学校の内外でスポーツを楽しむようにすることが求められる。

- ・ 学校においては、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、運動部活動については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）に沿った取組を行い、多様なニーズに応える。

また、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うことができるよう、指導力向上に向けた教職員研修の充実を図っていく。

○第2期スポーツ基本計画（平成29年3月文部科学省）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

(1) スポーツ参画人口の拡大

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

[具体的施策]

イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。

ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手な児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。

○オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成28年7月オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）

3. 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

(1) 初等中等教育

(教員養成・研修の取組)

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことか

ら、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。特に、アンチ・ドーピングの取組については、フェアプレーの精神に反するだけでなく、健康被害も大きな問題であることなども含めて教員の知識・理解を深めることが重要である。また、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導者の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

II 閣議決定等

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育

系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに，外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため，養成段階における取組を推進するほか，地方公共団体等が実施する研修の充実や，研修指導者の養成等の支援を行う。（略）

○性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

（学校等における教育や啓発の充実）

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・ 小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ 小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・ 中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。

- ・高校や大学等入学時のオリエンテーションなどで、レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメントなどを周知する。また、被害に遭った場合の対応（通報、証拠保全など）や相談窓口の周知も行う。
- ・障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等を、有識者や関係者の知見を得ながら、関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。また、教職員を含む関係者への研修を実施する。その際には、教職員の理解の助けとなるよう、具体的な過去の事件などを盛り込むことを検討する。

（学校等で相談を受ける体制の強化）

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

○事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して 雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年1月厚生労働省）

3 事業主等の責務

(1) 事業主の責務

法第30条の3第2項の規定により、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワーハラスメント問題」という。）に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。（2）において同じ。）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をする（略）

4 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置の内容

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

事業主は、職場におけるパワーハラスメントに関する方針の明確化、労働者に対するその方針の周知・啓発として、次の措置を講じなければならない。

（略）

イ 職場におけるパワーハラスメントの内容及び職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

事業主は、労働者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備として、次の措置を講じなければならない。

ロ （略）相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。（略）

※ セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様の指針が策定されているので参照してください。

※ 「「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について」（令和2年3月19日付け元初財務第37号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長並びに総合教育政策局教育人材政策課長連名通知）も併せて参照してください。

○子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）

第4 指標の改善に向けた重点施策

1 教育の支援

（2）地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

（学校教育による学力保障）

（略）学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

○領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会 提言（令和元年7月領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会）

I 提言

3 提言

（3）国内啓発

⑦教員に対する研修、教材提供等の支援

政府は、学習指導要領の改訂により初等中等教育における領土教育

の枠組が一層充実されるのに合わせて、教員に対する研修や教材提供等の支援を充実させるべきである。また、大学においても、教員が領土・主権に関する研究資料を入手できるよう支援すべきである。

○ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
(令和元年7月閣議決定)

(略) 関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

※「ハンセン病に関する教育の実施について」(令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び教育課程課長連名通知)も併せて参照してください。

○認知症施策推進大綱(令和元年6月関係閣僚会議決定)

1 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。特に、認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。

○子供・学生の認知症に関する理解促進のために、子供・学生向けの認知症サポーター養成講座の実施のほか、小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動等を推進する。また、全国キャラバン・メイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を広く周知する。

○認知症サポーター養成講座

実施主体：都道府県、市町村、職域団体等

対 象 者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット

コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関、公民館職員・図書館職員等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等

○児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

児童虐待防止対策の抜本的強化について（別紙）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（5）学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

②学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

○環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成30年6月閣議決定）

2 環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

（2）環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

①学校，地域，社会等幅広い場における環境教育

ア 学校における環境教育

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、E S Dの視点から、地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められます。

このため、教職員の環境教育に対する俯瞰的な理解やカリキュラム・マネジメント等の実践力の向上など学校全体の取組（ホール・スクール・アプローチ）の向上に資する研修を実施し、展開していきます。

また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校において環境の醸成や仕組みづくりが進められることを期待します。

○教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標（1）確かな学力の育成

○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ （略）各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等，公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し，幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。

○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・ （略）幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため，幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など，幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに高大接続改革の着実な推進を図る。

目標（2）豊かな心の育成

○ いじめ等への対応の徹底 人権教育の推進

- ・ （略）各学校におけるいじめの解消に向け，積極的な認知と情報共有の徹底を促すとともに，いじめ防止等への取組を徹底するための研修等の充実や，子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーの育成を推進する。

○ 環境教育の推進

- ・ 持続可能な社会の担い手を育成するため，小・中・高等学校等において，学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに，関係府省が連携し，指導者に対する研修を実施する。（略）

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 特別支援教育の推進

- ・ （略）校長のリーダーシップの下，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに，最新の知見を踏まえながら，全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。

○ 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進

- ・ （略）帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ，国内の学校への円滑な適応を図るため，日本語指導を行うための教員配置や，実践的な教員研修の実施，日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進な

どを推進する。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

○ これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上

- ・ （略）現職研修において、校内研修やチーム研修の推進，大学，教職大学院等との連携など継続的な研修を推進する。同時に初任者研修と2，3年目の研修との接続の促進，マネジメント力の強化のための管理職研修など，研修の改革を推進する。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

○ 各教科等の指導におけるICT活用の促進

- ・ 教師のICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成・配布や指導的立場の教師等への研修を行う（略）

目標（19）児童生徒等の安全の確保

○ 学校安全の推進

- ・ （略）教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに，カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。

○未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii）初等中等教育段階におけるAI教育の強化

- ・ AI活用のための基礎的な素養を身に付けさせるため，日常生活や社会との関連を重視した実践的な統計等に関する内容やデータサイエンス等に関する内容の大幅な充実など，学習指導要領の改訂を全国の学校現場で着実に実現する。このため，eラーニング等による効果的な教員の研修や教材の充実，外部人材の活用等に取り組む。

○知的財産戦略ビジョン（平成30年6月知的財産戦略本部）

第5. 将来の「仕組み」に向けて今後の検討が必要な課題

2. 具体的なシステムの例

- (1) 脱平均で価値を生み出すチャレンジをする人材・組織の育成・集積と彼らが力を発揮してイノベーションを生みやすい場の提供

①新たな価値創造を行える人材の育成【短・中期】

- 全国各地で初等教育段階から創造性を育む教育が行われるようにするため、各地域における体制整備を行うとともに、必要な教材の収集・作成や、教職員に対する教育、成功事例の発信等を行う。

○第10回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告（平成30年5月アイヌ政策推進会議）

第3 国民理解と国際交流の促進

- 学校教育におけるアイヌに関する教育の充実に向けた取組の一環として、平成29年3月の小・中学校学習指導要領の改訂等に伴う新しい教科書におけるアイヌに関する記述の充実に図るため、小・中学校用教科書発行者を対象とした説明会を開催したところであり、引き続き平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂等を踏まえ、高等学校の教科書発行者向けの説明会を開催する必要がある。さらに、教育現場等における研修の充実等、教員に対する理解促進に向けた取組に具体的に着手することが重要である。

○子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月閣議決定）

第4章 子供の読書活動の推進方策

Ⅳ 学校等における取組

2 小学校、中学校、高等学校等

(4) 人的体制

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実に図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

○障害者基本計画(第4次)(平成30年3月閣議決定)

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

9. 教育の振興

(2)教育環境の整備

○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む全ての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月閣議決定(平成30年3月変更))

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

2 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

(1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。

このため、教員養成課程や免許状更新講習の実施主体である大学等や、現職教員研修の実施主体である教育委員会等においては、消費者教育の重要性を理解し、これらの講習等に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れることが求められる。

○文化芸術推進基本計画(第1期)(平成30年3月閣議決定)

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

5 戦略5 関連

- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。

○高齢社会対策大綱(平成30年2月閣議決定)

第2 分野別の基本的施策

3 学習・社会参加

(1) 学習活動の促進

ウ 社会保障等の理解促進

平成 29 年 3 月に公示した中学校学習指導要領社会科に「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」の意義を理解することが明記されたことを踏まえ、その周知を学校等に行う。また、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供などを通じて、教育現場における社会保障に関する教育の普及促進を図る。

○学校における交流及び共同学習の推進について（平成30年2月心のバリアフリー学習推進会議）

4. 今後の推進方策

- 国や教育委員会においては、交流及び共同学習は学習指導要領等において教育課程に位置付けられていることを踏まえ、教職員の交流及び共同学習に対する意識をより一層向上させるため、様々な研修の機会において、交流及び共同学習を計画的に取り上げることが望ましい。また、研修の場などを活用して、特別支援学校と小・中学校等の教職員が交流し、相互に理解を深めるようにすることが重要である。

○再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

II. 今後取り組んでいく施策

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

（2）具体的施策

②非行等による学校教育の中断の防止等

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。

③学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設からの進学・復学の支援

法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。

○風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略（平成 29 年 12 月復興庁）

（４）風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

本戦略に基づき、（３）までに記載した事項について効果的に実施するため、以下の取組を行う。

①放射線教育

福島県内だけでなく、県外の児童生徒にもしっかりと伝えるべき内容が伝わるような「仕組み」をつくる。

(b)放射線副読本の使用にとどまらず、児童生徒に具体的に伝わるように以下の取組を行う。その際、教師等教育関係者や保護者へも伝わるよう工夫を行う。

i) 出前授業や教師・教育委員会職員への研修は規模を拡充し、改訂した放射線副読本を具体的に使用するとともに、個々の教師が授業で使いやすいコンテンツの開発を行う。その他、放射線教育に対する教育委員会への理解を求める取組を進める。

iii) 保護者等にも放射線教育を理解してもらえる取組を進める。その際、親子による放射線副読本の活用を促す工夫を施したり、教師への研修等の機会を通じて、授業参観等における放射線教育の実施を促す工夫を行う。

○自殺総合対策大綱（平成29年 7 月閣議決定）

第 4 自殺総合対策における当面の重点施策

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

（４）教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、ＳＯＳの出し方を教えるだけでなく、子どもが出したＳＯＳについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。

○福島復興再生基本方針（平成24年 7 月閣議決定（平成29年 6 月改定））

第 3 部 福島全域の復興及び再生

第 4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本

的な事項

- 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための基本的な施策
 - (1) 放射線に関する国民の理解の増進等（リスクコミュニケーションの推進等）
 - ⑨ 児童生徒等が放射線についての科学的な知識をもち、科学的に考え行動することができるよう、学校における放射線に関する教育の支援を進め、引き続き、児童生徒等を対象とした出前授業や教職員等を対象とした研修等を実施する。
 - (8) 教育を受ける機会の確保のための施策
 - ③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により住んでいた町から避難している児童生徒が、今なお避難先でいじめに遭うような事例も見受けられることから、そのようないじめを防ぐために、被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。具体的には、教職員等を対象とした研修を強化するなど、特に児童生徒に対して差別や偏見が向けられない効果的な対策を講じるとともに、いじめに遭った児童生徒の心のケアやいじめに関する相談窓口の周知等の取組を進める。

○第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）

II 今後の学校安全の推進の方向性

2. 施策目標

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標 4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

III 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

<具体的な方策>

- 国は、指針（※校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）や教職課程コアカリキュラムに学校安全に関する事項を盛り込むことを検討する。また、教育委員会及び大学等は、指針等を踏まえ、上記の体制整備（※平成28年の教育公務員特例法の一部改正による体制整備）の中において学校安全に関する内容を適切

に位置付けるよう検討していく必要がある。また、これら地域における体制整備を通じて、教育委員会と大学が連携を図ることにより、現職教職員の研修や教員養成課程において指導者となる人材の養成・確保を進めていくことも重要である。

- 教育委員会や学校は、教職員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センター（※現在は、独立行政法人教職員支援機構）における研修と連動した研修を充実することが必要である。また、全ての教職員が学校安全に関する研修等を受けることができるよう、研修機会の充実を図るだけでなく、校務の見直しや負担軽減等により研修を受けるための時間の確保に取り組むことも必要である。研修においては、外部機関の知見も活用しつつ、学校が立地する地域の自然条件といった地域特性を踏まえた安全課題とともに、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な使用を含む心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を扱うことが重要である。

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）

Ⅱ．「心のバリアフリー」

2．具体的な取組

1）学校教育における取組

（具体的施策）

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度（平成32年度）までに実施する。

○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）

Ⅴ 重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(16)被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるな

どその内容の充実を図るよう促す。

○第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

（ア）関係機関の連携等による虐待の早期発見等

- ① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。

8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

イ 教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進

- ③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

- ⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ア 男女平等を推進する教育・学習

- ① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
- ② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ

等についての指導を行う。また、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示（平成26年10月一部改正））

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

（2）子どもに対する援助

イ 学校等における援助

- ・ また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定（平成23年4月変更））

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

（1）人権教育

ア 学校教育

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

2 各人権課題に対する取組

（2）子ども

- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能と

なるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。

(文部科学省)

(6) アイヌの人々

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

ア HIV感染者等

- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

イ ハンセン病患者・元患者等

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

III 国会附帯決議

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年12月参議院文教科学委員会）

六 政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。

4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年11月衆議院文部科学委員会）

四 政府は、一年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。

3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年6月衆議院厚生労働委員会）

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努

めること。

(※同趣旨 参議院厚生労働委員会附帯決議あり)

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年5月衆議院文部科学委員会）

- 五 デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

(※同趣旨 参議院文教科学委員会附帯決議あり)

○教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年11月衆議院文部科学委員会）

- 四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理することにより、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。
- 五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

○教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年11月参議院文教科学委員会）

- 四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること
- 五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

○発達障害者支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年5月参議院厚生労働委員会）

- 二 小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりや

すく周知すること。特に、教育の場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で、早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。